

2026年6月25日

各 位

会 社 名 ソニーフィナンシャルグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 社長 CEO 遠藤 俊英
(コード番号 8729 東証 プライム市場)
問 い 合 わ せ 先 執行役員 財務部担当 佐井 拓実
(TEL : 03-5290-6500(代表))

支配株主等に関する事項について

1. その他の関係会社の商号等

(2026年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%) (注)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所
		直接所有分	間接所有分	合計	
ソニーグループ株式会社	その他の関係会社	17.40	0.00	17.40	株式会社東京証券取引所 プライム市場 ニューヨーク証券取引所 (米国)

(注) 議決権所有割合は、2026年3月31日時点の総議決権数(67,363,559個)に対する割合を記載しています。

2. その他の関係会社の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社とその他の関係会社との関係

当社は、ソニーグループ株式会社(以下「SGC」)による2025年10月1日付での当社のパーシャル・スピノフ(以下「本スピノフ」)の実行により、SGCが保有していた当社株式の83.60%がSGC株主に現物配当により分配されたことで、本スピノフ実行後のSGCの当社株式の保有割合が16.40%となり、また、SGCが当社の完全親会社だった際にSGCから派遣を受けていた当社役員が本スピノフ実行後においても当社役員の地位を継続することになったこと等から、当社はSGCの持分法適用関連会社に該当しておりました。

今般、2026年6月25日開催の当社定時株主総会において、本スピノフ及び当社株式の上場後の当社株主による議決権行使によって当該役員が再任され、その他のSGCからの役員派遣もないことにより、人的関係に基づく重要な影響力が解消され、当社はSGCの持分法適用関連会社に該当しないこととなりました。

本件はあくまで上記の役員の選任の経緯に起因するものであり、SGCによる当社株式の保有状況やソニーブランドに係る商号・商標使用許諾契約を含む当社とSGCとの取引関係、ならびに両社の事業上の関係性に実質的な変更を生じさせるものではありません。

3. 支配株主等の取引に関する事項

(1) 当社と関連当事者との取引（2026年3月期）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	ソニー グループ(株)	東京都 港区	881,356	子会社の 経営管理	(被所有) 直接 17.4	出向者の受 入・転出、 役員の兼任 等	出向者給与の 支払	353	未収入金	4,837
							出向者給与の 受入	13		
							ブランドロイ ヤリティ	855		
							業務委託費用 等の支払	104		

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者給与の支払については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- (2) 出向者給与の受入については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
- (3) 当社及び当社グループ各社が用いる「ソニー」及び「Sony」を使用した商号及び商標はソニーグループ株式会社に帰属しており、かかる商標等の使用に関し、当社はソニーグループ株式会社との間で、商号・商標使用許諾契約を締結しております。
- (4) その他の取引は、市場価格や一般の取引条件を参考として決定しております。

(2) 連結子会社と関連当事者との取引（2026年3月期）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	ソニー グループ(株)	東京都 港区	881,356	子会社の 経営管理	(被所有) 直接 17.4	ブランドロ イヤリティ の支払、建 物の賃貸、 出向者の受 入等	ブランドロイ ヤリティの支 払	888	その他負債	5,073
							建物賃貸料の 受取	9,257		
							出向者給与の 支払	130		
							その他	403		

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 生命保険子会社は資産運用の一環として、2006年10月よりソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)に対し本社屋の賃貸を開始し、賃貸料は不動産鑑定評価に基づいて協議し決定しております。
- (2) 当社及び子会社並びに関連会社の商号に用いられる「ソニー」及び「Sony」を一部に使用した商標はソニーグループ株式会社に帰属しており、かかる商標等の使用に関し、当社及び子会社並びに関連会社はソニーグループ株式会社との間で、商号・商標使用許諾契約を締結しております。当該商号・商標使用許諾契約に基づき、ブランドロイヤリティを支払っております。なお、当連結会計年度の途中からは、当社がソニーグループ株式会社との間で商号・商標使用許諾契約を締結し、子会社並びに関連会社は当社との間で商号・商標使用再許諾契約を締結しております。
- (3) 出向者給与の支払については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- (4) 建物及び土地の取得価格については、不動産鑑定評価に基づいて協議し決定しております。
- (5) その他の取引は、市場価格や一般の取引条件を参考として決定しております。

以上